

令和7年度 税制改正特集

令和7年度の税制改正が可決・成立し、基礎控除額と給与所得控除額の引き上げ、19歳～22歳までの大学生年代の子等が対象となる特定親族特別控除が創設されました。
この控除額の引き上げや創設により、配偶者と扶養親族に収入がある場合の事業主の扶養の範囲内になる「年収の壁」が変更になりました。

基礎控除額の引き上げ・基礎控除の特例の創設

- 基礎控除額：48万円 → **58万円** に引き上げ
- 所得に応じて加算される「基礎控除の特例」が創設（所得税のみ、住民税は対象外）

本人の合計所得金額	基礎控除額	基礎控除の特例	合計
132万円以下	58万円 (改正前 48万円)	+37万円	95万円
132万円超 336万円以下		+30万円(※1)	88万円
336万円超 489万円以下		+10万円(※1)	68万円
489万円超 655万円以下		+5万円(※1)	63万円
655万円超 2,350万円以下		加算なし	58万円

(※1) 132万円超～655万円以下の基礎控除の特例は、令和7年分と令和8年分の2年間の時限措置です。

給与所得控除の引き上げ

- 最低保障額が55万円から**65万円**に引き上げられました
- 新しい源泉徴収税額表は令和8年1月1日以降の給与支払分から適用されます



配偶者控除・扶養控除の合計所得金額要件の引き上げ

- 合計所得金額要件が48万円から**58万円**に引き上げられました

子育て世帯に対する住宅ローン控除の拡充(令和7年限りの措置として対応)

■ 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行います。

■ 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和します。

改正前 (令和7年入居)	新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
	借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後 (令和7年入居に限る)	新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
	借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
		それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

(注) 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者。
※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

特定親族特別控除の創設

- 対象は19歳～22歳の子等です。
- 合計所得金額が**58万円**を超えても、段階的に控除が適用されます。



19歳以上23歳未満の親族等の所得・給与年収要件		特定親族特別控除の額	
合計所得金額	給与収入の目安	所得税	個人住民税
48万円以下	103万円以下	63万円	45万円
48万円超～85万円以下	103万円超～150万円以下	63万円	45万円
85万円超～90万円以下	150万円超～155万円以下	61万円	45万円
90万円超～95万円以下	155万円超～160万円以下	51万円	45万円
95万円超～100万円以下	160万円超～165万円以下	41万円	41万円
100万円超～105万円以下	165万円超～170万円以下	31万円	31万円
105万円超～110万円以下	170万円超～175万円以下	21万円	21万円
110万円超～115万円以下	175万円超～180万円以下	11万円	11万円
115万円超～120万円以下	180万円超～185万円以下	6万円	6万円

見直し後

年収の壁についてのまとめ

	配偶者の合計所得金額	配偶者の住民税	配偶者の所得税	事業主の控除額(※1)
(A) 110万円の壁 ⇒	45万円以下	0円	0円	38万円(※2)
(B) 160万円の壁 ⇒	45万円超 95万円以下	課税	課税	36万円～3万円(※3)
	95万円超 133万円以下			
	133万円超			
				摘要なし

(※1) 事業主の合計所得金額が900万円以下の配偶者(特別)控除額です

(※2) 配偶者が70歳以上で、合計所得金額が58万円以下だった場合、配偶者控除は48万円です

(※3) 配偶者の合計所得金額により、段階的に控除額が減少します

	19歳～22歳の子等の合計所得金額		事業主の控除額
	住民税	所得税	
(A) 110万円の壁 ⇒	0円	0円	63万円
(B) 150万円の壁 ⇒	課税	0円	61万円～3万円(※4)
(C) 160万円の壁 ⇒			
			適用なし

(※4) 19歳～22歳の子等の合計所得金額により、段階的に控除額が減少します

	19歳～22歳の子等の合計所得金額		事業主の控除額
	住民税	所得税	
(A) 110万円の壁 ⇒	0円	0円	38万円(※6)
(B) 123万円の壁 ⇒	課税	0円	適用なし
(C) 160万円の壁 ⇒			
			適用なし

(※5) 16歳以上(19歳～22歳を除く)の扶養親族です

(※6) 扶養親族が70歳以上の場合、同居は58万円、同居以外は48万円が扶養控除額です

- (A) 住民税と所得税が0円、事業主の控除額にも影響のない年収の壁です
- (B) 所得税は0円で、事業主の控除額にも影響はありませんが住民税が課税される年収の壁です
- (C) 所得税は0円ですが、住民税は課税、事業主の控除額が減少または適用外になる年収の壁です

※上記は住民税と所得税の年収の壁となります。会社勤めの方の社会保険の扶養の範囲となる年収の壁とは異なりますのでご注意ください